

総論

第1章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の高齢化率は年々上昇を続けており、加速度的に高齢化が進行しています。4年後の令和7年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、本格的な超高齢社会の医療や介護などの社会保障の急増が懸念されています。

三郷市におきましても、平成27（2015）年10月1日現在には24.7%であった高齢化率が、令和2（2020）年10月1日現在には26.9%と上昇し、令和3（2021）年からはさらに高齢化率が上昇することが見込まれ、令和7（2025）年度には28.4%となることが推計されています。

国ではこれまでの高齢者施策について新たに介護予防・健康づくりの推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的な推進、持続可能な制度の再構築・介護現場の革新を重点的に取り組む事項として掲げています。さらに日本中で頻繁に起こる大規模災害への対策、世界的な広がりを見せている新型コロナウイルス感染症についての対策なども必要となってきました。

三郷市では、高齢者が生涯にわたって安心して生活するために、高齢者一人ひとりの価値観に基づいた社会参加を促進し、健康でいきいきと暮らせるようにするため、介護予防を重視した高齢者や介護者の支援、生きがいづくり、みんなで支え合う地域づくり等の事業を積極的に進めてきました。

本計画では、「支える側」及び「支えられる側」という従来を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会（色々な生活困難を抱えた人間を社会的に排除しない社会）の実現に向けて、「みんなで ささえあい とともに健康でくらするまち ～地域包括ケアシステムのさらなる推進～」を基本理念にすえ、高齢者のニーズ等を的確に捉え、将来の三郷市を見すえた地域包括ケアシステムのさらなる推進に向け、本計画を策定するものとします。

また、新型コロナウイルス感染症対策として三郷市では「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、感染拡大の取組を強化し、市独自の施策を打ち出して、様々な支援策を講じています。本計画においても、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、計画期間中における施策、事業に関しては感染拡大の防止を念頭におき、対策を講じた上で推進していく考えです。

2 計画の位置づけ

(1) 法令等による根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を法定根拠として策定したものです。

老人福祉法による「老人福祉計画」の内容は、高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な措置が行われるよう、地域における高齢者を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関するものです。

また、介護保険法による「介護保険事業計画」の内容は、介護保険の保険者である市が地域の被保険者の数や要介護者等の数を把握し、必要となるサービスの種類と量を予測して、あらかじめ確保する方策を用意するものです。

「老人福祉計画」の取組に「介護保険事業計画」の取組も包含されていることから、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として、一体的に策定するものです。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの15年間の行動目標です。

17の目標、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

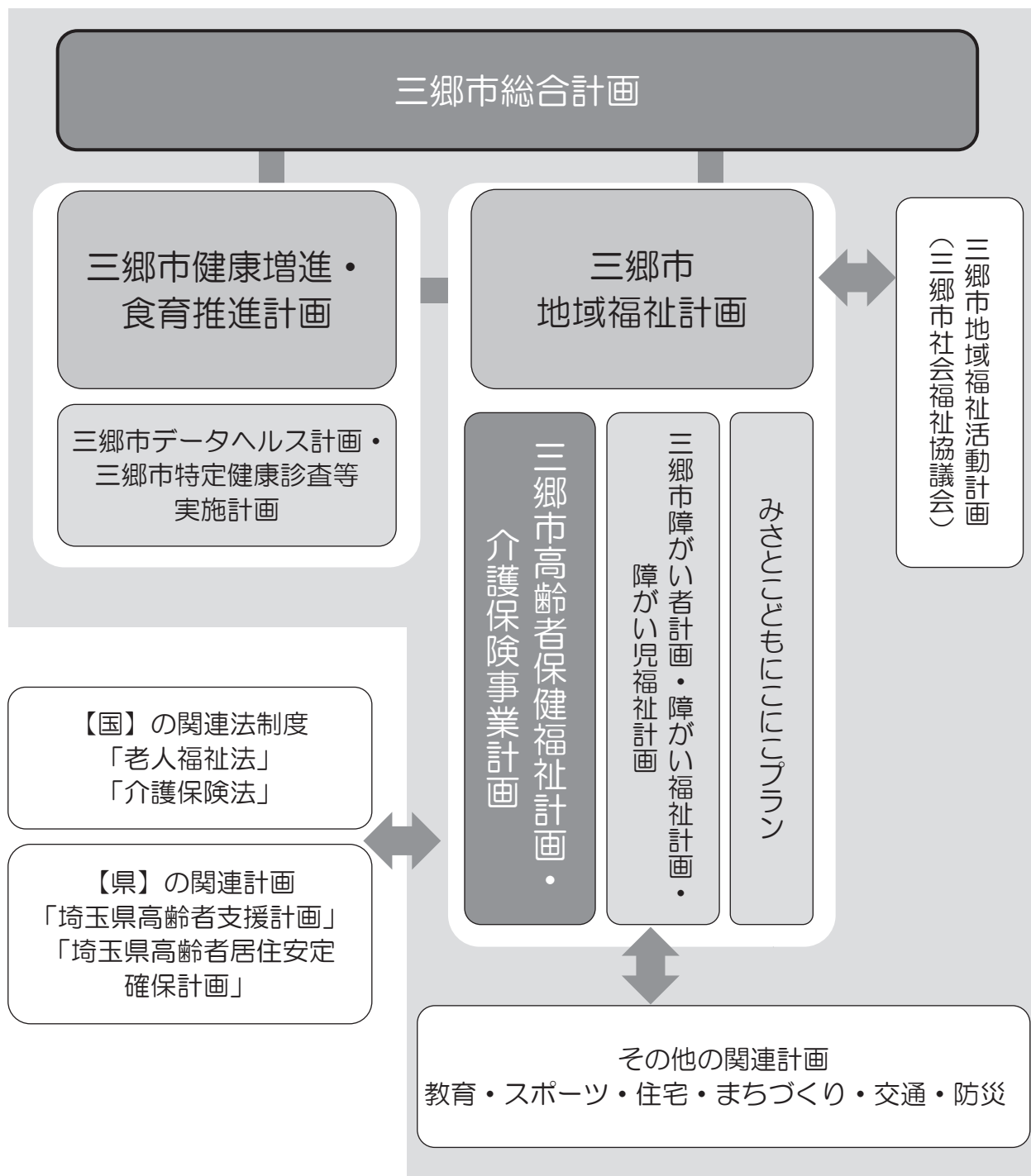
目標3の「すべての人に健康と福祉を」や、目標11の「住み続けられるまちづくりを」など、本計画との関連が深い項目となっています。



(3) 計画の位置づけ

本計画は、三郷市の「三郷市総合計画」を上位計画として整合性を図るとともに、「三郷市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画と位置づけ、高齢者部門の計画として策定しています。

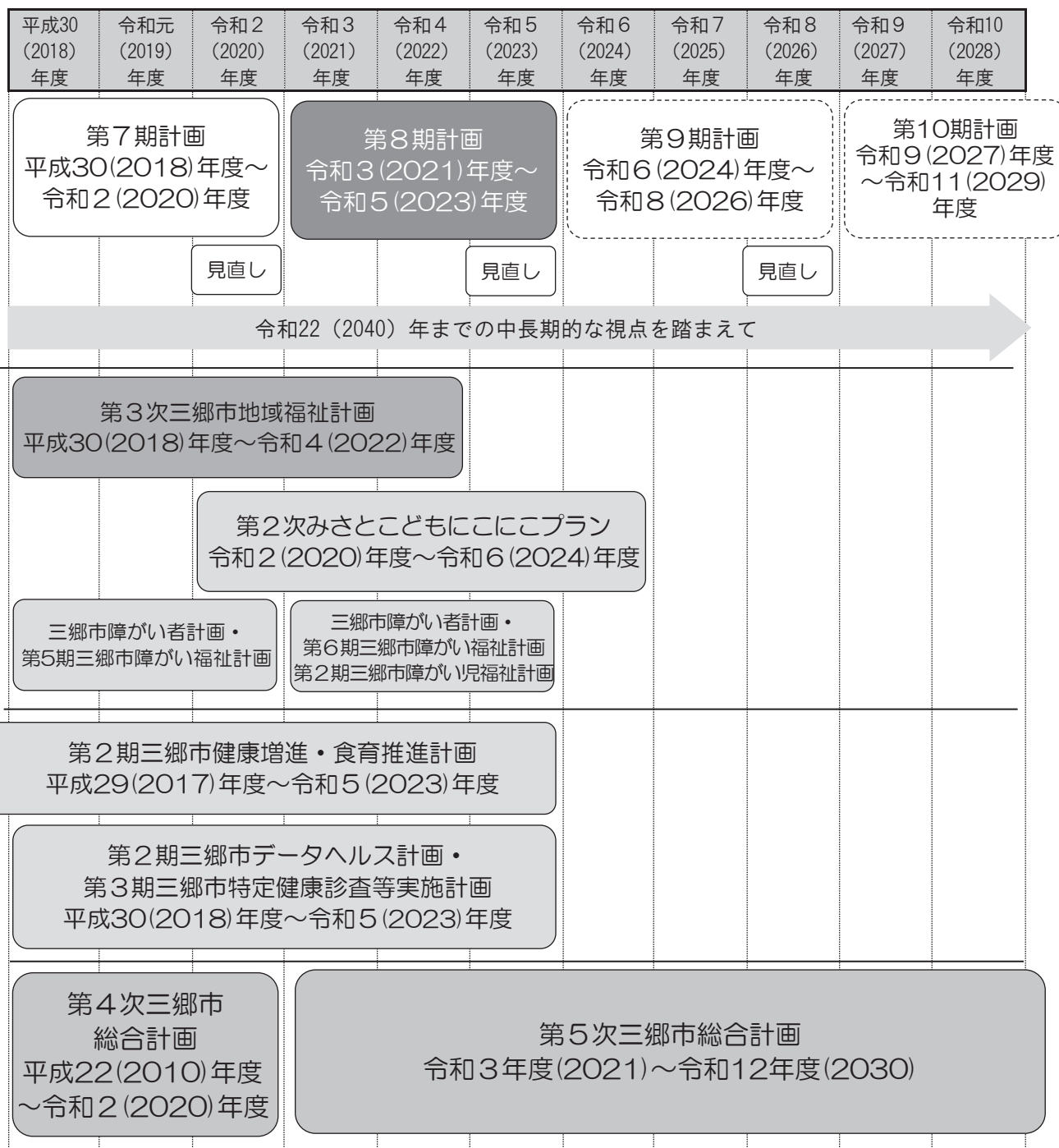
さらに、埼玉県「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県高齢者居住安定確保計画」、「埼玉県地域保健医療計画」等とも整合性を図り策定しています。



3 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年計画とします。また、団塊の世代（昭和22（1947）年から昭和24（1949）年の生まれ）が75歳以上の後期高齢者となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる令和7年を見すえた中長期的な視点に立った計画とします。

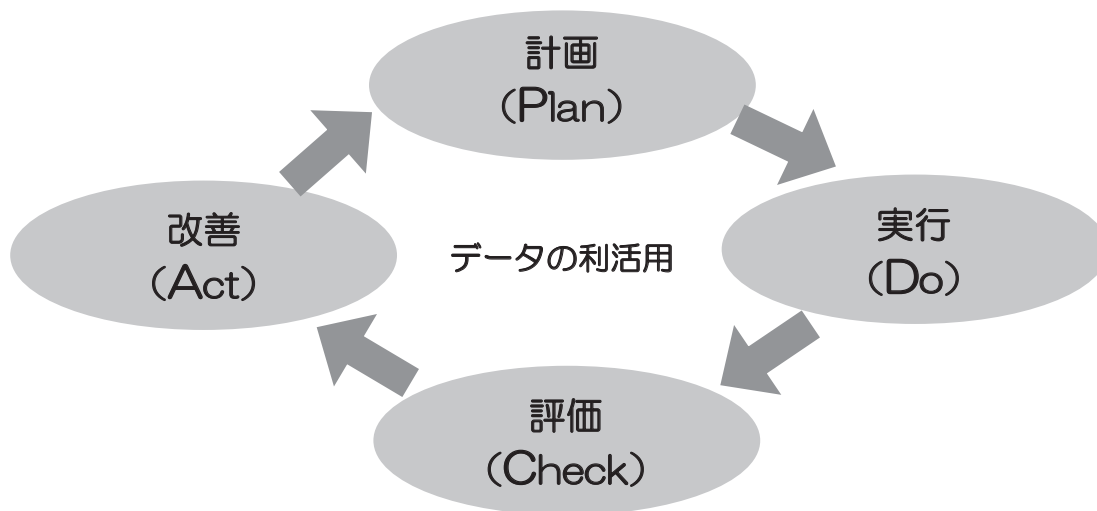
【計画の期間】



4 計画の策定体制

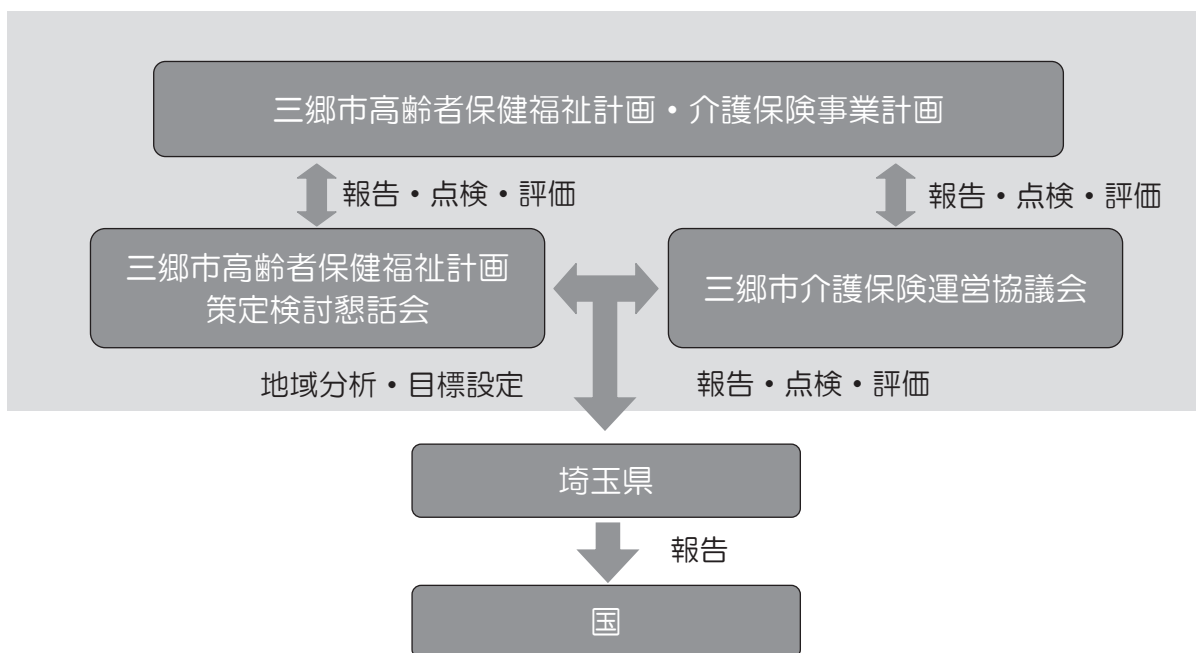
(1) PDCAサイクルの推進

本計画の策定体制については、PDCAサイクルを推進し、評価結果に基づき、より効果的な支援策を検討し、対策の実施に取り組みます。



(2) 計画の達成状況の点検及び評価、国・県との連携

計画策定後は、計画の達成状況を「三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会」及び「三郷市介護保険運営協議会」に報告し、点検及び評価を行います。



(3) パブリック・コメントの実施

計画策定検討懇話会等からの意見などをもとに作成した計画素案を、公共施設や市ホームページで公表し、計画策定の意思決定にあたり、広く市民から意見を伺うため、パブリック・コメントを実施しました。

意見募集期間：令和3（2021）年1月26日（火）～2月24日（水）

公表場所：○北ブロック（8か所）

- ・文化会館
- ・早稲田図書館
- ・北部図書館
- ・彦成地区文化センター
- ・瑞沼市民センター
- ・ららほっとみさと
- ・世代交流館ふれあいパーク
- ・ピアラシティ交流センター

○南ブロック（8か所）

- ・長寿いきがい課（健康福祉会館4階）
- ・市政情報コーナー（市役所4階）
- ・鷹野文化センター
- ・市立図書館
- ・高州地区文化センター
- ・東和東地区文化センター
- ・コミュニティセンター
- ・三郷中央におどりプラザ

○市ホームページ

意見の提出状況：市内団体 1者
利害関係者 1者
提出意見 2件

5 新型コロナウイルス感染症について

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年計画としますが、令和2（2020）年1月に症例が確認された新型コロナウイルス感染症の影響が様々な場面で関係してくることが予想され、その影響は中長期的に及ぶともいわれています。三郷市民においても、新型コロナウイルス感染症が広がりを見せる状況下、新しい生活様式への適応と感染拡大防止に向けた適切な行動への変化が求められます。

重症化するリスクの高い高齢者を対象とした本計画においては、特に新型コロナウイルス感染症の影響を様々な場面で念頭に置いて、計画を策定しなければなりません。しかしながら、令和3年度から令和5年度までの3か年という中長期的な計画を策定する上で新型コロナウイルス感染症の影響が期間的に限定的となる場合も想定しなければならないことから、基本的には平常時の第7期計画の考え方を継続的に踏襲し、第8期計画を策定していくこととしますが、影響が大きいと考えられる箇所においては、随時、新型コロナウイルス感染症の影響の想定を明記しながら、計画に反映していくこととします。

また、各事業、施策の推進に向けての運用や進め方は三郷市の「新型コロナウイルス対策本部」の対応策にならい、遵守して行うこととします。